

JA住宅ローン利用者様限定 ～税金セミナーのご案内～

住宅借入金等特別控除について (令和5年1月1日～令和5年12月31日に居住開始の方へ)

JA十日町の住宅（リフォーム）ローンをご利用頂き誠にありがとうございます。

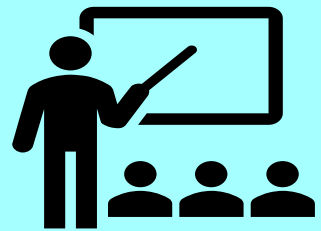
住宅を新築・購入・増改築等をされ、今回初めて確定申告をされるかた向けに、住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）の手続方法や、確定申告の一般的なポイントについて下記の通り開催いたしますので、是非ご参加ください。

住宅ローン控除とは、一定の要件に合致する住宅（リフォーム）ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築等をした場合、年末のローン残高の0.7%を所得税（所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除）から最大13年間控除する優遇税制のことです。

参加費
無料

- 開催日 令和6年1月21日（日）
- 時 間 午前10:00～11:30（予定）
※受付開始午前9:30より
- 場 所 JA十日町 本店 3階 大会議室
（高田町6丁目 ベジぱーく隣）
- 講 師 税理士法人 和久井会計事務所

税 理 士
公認会計士 渡邊 修 氏



〈セミナー内容〉

- ◆住宅ローン控除について
- ◆住宅取得等資金の非課税について

お申込み締切日 令和5年12月28日（木）

参加をご希望の方は、QRコード
よりお申込みください。 →



 **JA十日町**

ささやかではございますが
お土産をご用意しております。

詳しくは本店 融資課
☎025-757-1572 までお問い合わせ下さい

※QRコード読み込み後、「メール作成画面はこちら」をタップしてください